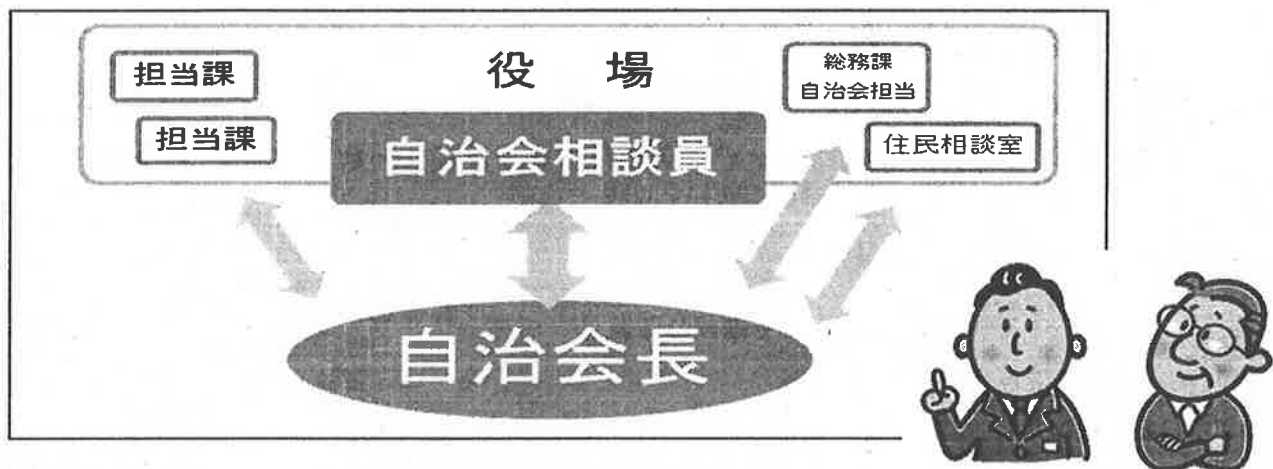


自治会相談員について

H27. 4. 28 自治会長会
総務課総務室

役場の相談窓口の一つとして自治会長と役場とを結ぶ架け橋となり、役場への報告・連絡・相談をお受けする自治会相談員を配置します。相談員は、適切な担当課を紹介するなどを行って自治会からの質問・課題を一緒に解決していきます。



配置相談員

平成 27 年 3 月のとりまとめ時に配置希望のあった 29 自治会へ、平成 27 年度期 (H27. 4～H28. 3) の相談員をそれぞれ 1～2 名配置します。

自治会別の担当相談員 (職員) は、該当自治会へ別紙にてお知らせします。

平成 28 年度の配置希望は、平成 28 年 1 月以降に改めて意向確認を行います。

相談例

- ・〇〇について知りたい。役場の担当課 (担当者) を教えてほしいんだけど。
- ・町道に土砂が入り、通行できなくなっている。担当課に復旧を依頼してほしい。
- ・家に届けるのでこの書類を役場の担当課へ届けておいてもらえないだろうか。
- ・自治会で〇〇をしたいんだけど、活用できる補助金がないか調べておいてもらえないだろうか。

注意点

- ・自治会が本来行うべき作業等を相談員がお手伝い・代行することまでは予定していません。相談員は、役場との仲介役、助言者としてお手伝いをするものです。ただし、相談員の立場として対応が困難な場合であっても、自治会員の一人として対応が可能なこともあります。
- ・相談員は、土日など役場が閉庁となる時間帯でも連絡等をお受けしますが、回答や実際の対応は担当課へ連絡できる平日となってからとなります。また、夜間の時間帯 (午後 9 時～翌午前 8 時) には連絡を受けることはできません。災害や人命等と関わる緊急を要する連絡については、相談員ではなく、役場・警察・消防等へ直接ご連絡ください。